

新日本スポーツ連盟和歌山県連盟規約(案)

第1章 名 称

第1条 本連盟は新日本スポーツ連盟和歌山県連盟(略称スポーツ連盟和歌山)と称し事務局を和歌山市におく。

第2章 目 的

第2条 本連盟の目的は全国連盟規約の目的にそって次の通りとする。
健康で文化的な生活をするために誰でもがスポーツに親しめ、上達するようになる。
働く人の立場にたった平和と民主主義をつらぬくスポーツマン精神をつちかう。
日本の体育スポーツ界の平和的で民主的な発展を促進し、体育・スポーツを通じて世界平和に貢献する。

第3条 連盟の目的を实践するため、つぎの諸活動を行う。
職場、地域、学園でのスポーツ活動(クラブ・サークル・チーム)を活発にする。
各種競技会、スポーツ教室、講習会、研究会などを開催する。
指導員、トレーナー、選手の養成を行う。
他のスポーツ団体および諸団体を協力して、施設、用具、休暇、自然環境など体育スポーツの諸条件の改善をはかる。
体育・スポーツの条件整備などで自治体との交渉を積極的にすすめる。
体育・スポーツにたずさわる諸組織との交流、共同をはかる。
その他、連盟の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 組 織

第4条 本連盟は連盟の規約を認めるクラブ、および個人によって構成される総合的体育・スポーツ組織である。
第5条 本連盟の機構は郡市連盟および種目別組織からなる。ただし特殊な場合、クラブおよび個人が直接県連盟の所属となることができる。
第6条 連盟への加盟はクラブ・個人の加盟申込書にもとづいて県連盟が承認する。
第7条 連盟からの脱退は県連盟に通知し、1ヵ月を経て発効する。
第8条 すべての構成員は連盟の行事や事業、各種指導員資格の修得、連盟役員の選出および被選出など連盟のすべての活動に参加できる。

第4章 機 関

第9条 連盟の最高機関は総会である。

総会は原則として1年に1回開き理事長が召集する。3分の1以上の理事又は理事長が認めたときは臨時総会を開くことができる。

総会は、郡・市連盟および種目別組織から選出された代議員によって構成される。

総会代議員の選出基準は理事会が別途定める。

第10条 理事会は総会につぐ機関である。

理事は総会で選出され、任期はつぎの定期総会までとする。

理事会は理事長が招集する。

理事会は理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、事務局長・同次長各1名を選出する。

第11条 理事会は常任理事会をおき、連盟の日常業務を行う。

第12条 各機関の会議は定数の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定する。

第13条 会計監査委員は総会毎に選出され、監査の結果を総会に報告する。

第14条 本連盟を援助、助言する顧問を理事会の推薦にもとづき総会で承認することができる。

第5章 財 政

第15条 本連盟の財政は連盟費・加盟費・分担金および行事収入・寄付金によってまかなう。

第16条 本連盟の加盟費を一人100円、連盟費・登録費を1人1カ月60円とする。団体加盟の場合は原則としてこれに準ずるが特別な事情がある場合は理事会と対応する組織が相談して弾力的に運用することとする。

第17条 本連盟の会計年度は、1月1から12月31日までとし、会計報告は総会の承認を必要とする。また、会計の細則は別に定める。

第6章 付 則

第18条 本規約の改廃は総会で3分の2以上の多数をもって議決する。

第19条 本規約の第16回定期総会改正された第16条・17条は、第18回定期総会以後発効する。

1992年11月 7日

1995年11月25日一部改定

2008年 2月17日一部改定